

障害児通所支援の在り方に関する意見等

一般社団法人 日本自閉症協会

一般社団法人日本自閉症協会の概要

1. 設立

昭和43年自閉症児親の会全国協議会として発足

○一般社団法人移行：平成26年4月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

自閉スペクトラム症の人達に対する福祉の増進及び社会参加の促進を図り、広く社会に貢献することを目的とし、下記のような活動を行なっている。保護者を中心として発足した団体ではあるが、当事者、支援者等会員層を拡大しつつ、国内外の関係団体等とも提携・協力を図っている。

最近の主な活動

- 地域、加盟団体等活動助成
- 自閉症の正しい理解のための啓発、情報提供
- 世界自閉症啓発デー関連イベントの主催、共催、後援
- 施策への提言と改善推進
- 相談事業
- 保険事業

3. 会員数等

加盟団体数：51団体 （2021年3月時点）

会員数：約12,000人 （2021年3月時点）

障害児通所支援の在り方に関する意見等(一般社団法人日本自閉症協会)

障害は、個別性が高いものであり、自閉症スペクトラムを中心とした発達障害の特性のある児童は他の児童に合わせる事が苦手であり、無理のないような活動を考えることが大切である。

自閉症スペクトラムなど、社会的なことについての課題を持つ児童については、集団にこだわらず、一人ひとりに応じた支援を行うことで、児童の安定した活動が実現できることが多い。

I 児童発達支援センターの位置づけについて

意見:市町村における児童発達支援施策の中核を担うべき存在として、早期発見から早期療育に繋げる機能を持つ必要がある。

背景・根拠:特に自閉症スペクトラムを中心とした発達障害の特性を持つ児童においては、1歳半、3歳健診での気づきを適切な療育に繋げていくためのコーディネートと、子どもの障害受容を促す親支援の機能を持つことが求められる。また、圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、保育所、幼稚園、学校、学童保育などへのコンサルテーション、医療機関や児童相談所、担当行政機関等との連携といった地域支援機能に加えて、家庭環境を含めた困難ケースへの直接的、専門的支援機能も望まれる。通所事業所の中には高いレベルの療育をしているところもあるので、センターは地域のそのような事業所と連携することが望ましい

II 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について

意見:児童発達支援事業所は、障害特性への合理的配慮を前提とした、障害のある子どもの療育を主たる役割とすべきである。

背景・根拠:高い専門療育的支援機能も備えるにしくはないが、高い専門的療育については児童発達支援センターに求め、児童発達支援事業所としては、センターとの緊密な連携を志向すべきである。それによってセンターと事業所の役割分担が明確になる。

放課後等デイサービスも、児童発達支援事業所と同様に、障害特性への合理的配慮を前提とした、障害のある学童の療育を主たる役割とし、児童発達支援センターとの緊密な連携を志向すべきである。

現状としてどちらの事業所も、異業種からの参入が非常に増えている。特にASD等に関しては、障害特性への合理的配慮を行い得る専門性を持たないと、虐待等に繋がる支援をしがちであるので、異業種からの参入の見直しと、上記「専門性」の確保を図る指針を明確に設けるべきである。

なお療育について、児童一般の施策との連携が必要である。一般児童と障害児が分断されないようにしなければならない。そのためには、保育等においても個別の関わりが求められる。

障害児通所支援の在り方に関する意見等(一般社団法人日本自閉症協会)

Ⅲ 障害児通所支援の支給決定の在り方について

意見①:放課後等デイサービスの専門的支援加算に5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を対象に加える。

背景・論拠:支援に携わる職員について、専門性の高い職員の配置を評価する仕組みとなっているが、自閉症スペクトラムを中心とした発達障害や知的障害の特性を持つ方への支援について、専門性と現状が一致していない。

意見②:障害支援区分について、支援に必要な適切な職員配置ができるよう障害支援区分の見直しを要望する。

背景・論拠:自閉症スペクトラムを中心とした発達障害や知的障害など外見ではわからない障害については、その支援の難しさに比較して、障害支援区分が低く判定されることが少なくない。一方、支援の現場においては、障害にともなう行動により手厚い職員配置が必要となるケースが少なくないが、障害支援区分が実際の支援の困難さと比べて低いことから、(事業者の報酬が低い)利用を受け入れてもらうことが難しくなることが懸念される。

Ⅵ その他 従事者のもつべき専門知識に関する課題について

意見:4月に行われた放課後等デイサービスの報酬改定児童指導員として経験を積み学んできた人は評価しえない制度となった現在の基準の見直しと、関係者の研修制度などにより、実際に必要な専門性を高める取り組みを要望する。例えば強度行動障害支援者養成研修のような方法が考えられる。

背景・論拠:事業所により利用している児童の障害種別に違いがあり、自閉症スペクトラムを中心とした発達障害や知的障害のある児童の利用が多いと考える。一方、現在これらの事業に従事している職員が持つ、資格などについては、自閉症スペクトラムを中心とした発達障害や知的障害について、専門的な学びや経験が不足、あるいはない状態で従事しているケースが少なくない。児童発達支援センターの職員や児童発達管理責任者は自閉症スペクトラムを中心とした発達障害や知的障害についてどれだけ学び経験をしているか、現在定められている、基準ではこの部分が整理されていない。

児童発達支援センターではなく、児童発達支援事業でも適切なアセスメントを行い、適切な関わりを行っていれば、専門的な支援は可能であり、制度名だけで考えるべきではない。

参考資料

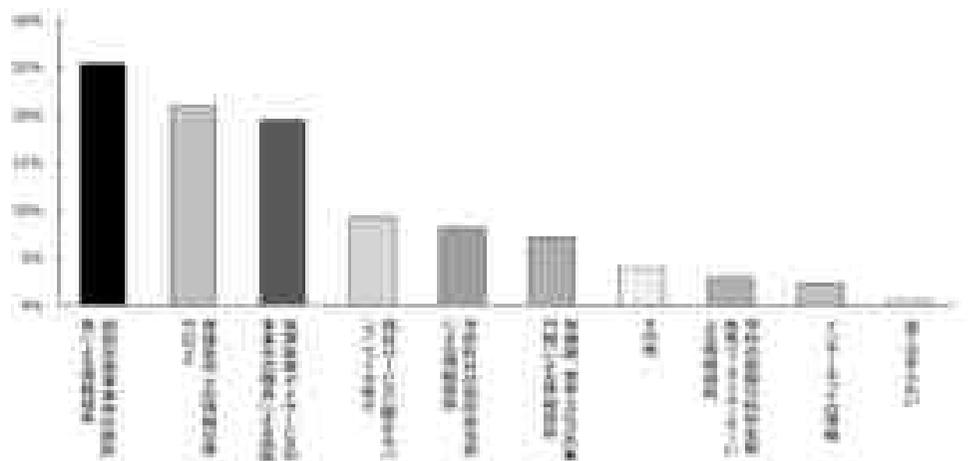


図1 障害児通所支援事業所関係者調査結果（回答数）

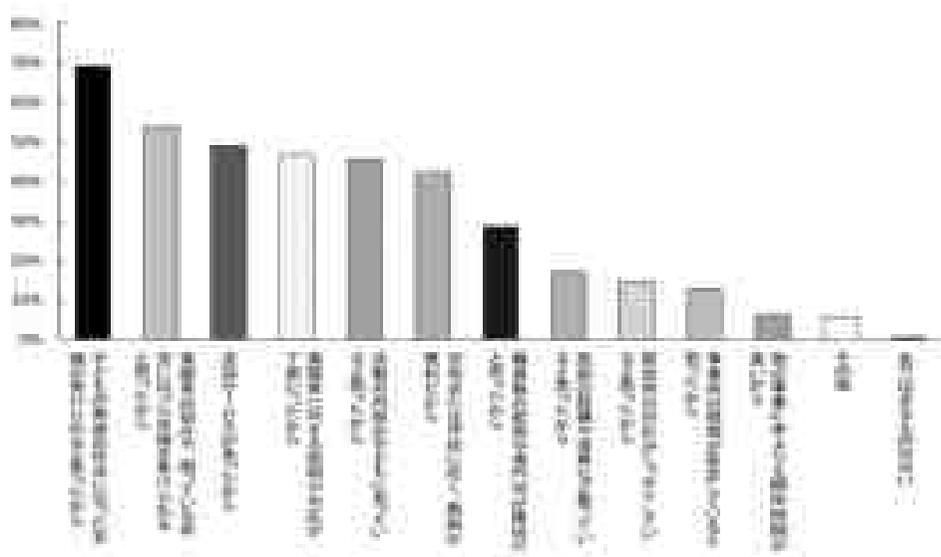


図2 障害児通所支援事業所の利用決定過程

帝京大学心理学紀要第24号
 障害児通所支援事業所の利用決定過程における保護者の情報収集・検索に関する全国調査：調査期間は2018年2月21日～3月19日
 第三者評価の認知と支援の質の向上に向けて
 稲田尚子（帝京大学文学部心理学科）
 渡辺顕一郎（日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科）
 内山登紀夫（大正大学心理社会学部臨床心理学科）